

議案第70号

財産を無償で譲渡すること（林道籠山線）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

名 称	種 類	所 在 地	数 量
林道籠山線（智頭工区）	土 地	八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越328番4ほか26筆	3,009.48平方メートル

2 相手方

八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

智 頭 町

3 理 由

工事完了後は事業実施市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道籠山線の完成区間を無償で譲渡しようとするものである。